



住宅防火 生命を守る 7つのポイント

3つの 習慣

- ①寝たばこは絶対にやめましょう
- ②ストーブは燃えやすい物から離れた場所で使用しましょう
- ③ガスコンロのそばを離れるときは必ず火を消しましょう

4つの 対策

- ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器が作動するよう維持管理をしましょう
- ②火災を小さなうちに消すため、住宅用消火器を備えましょう
- ③寝具や衣類、カーテンは防炎品を使用しましょう
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくりましょう

4/20^金~30^月

全道一斉春の火災予防運動

統一標語「消したはず 決めつけしないで もう一度」

4月20日から同30日までの11日間、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。

この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい状況になります。火災はちよつとした「油断」や「慣れ」から発生しますので、たいせつな生命、財産を火災から守るためにも、今一度気を引き締め、火の用心を心がけましょう。
〈消防本部予防・保安グループ ☎423255〉

灯油の保管は

正しく、確実に！

これから暖房器具をポータブルストーブなどに切り替えて使用する家庭が増えるところです。取り扱いにはじゅうぶん注意してください。

特に気をつけていただきたいのは、ポリ容器などに入れて保管する灯油です。容器のふたを開けたまま保管しておくくと気温の上昇や振動等により、可燃性ガスが発生し、たいへん危険な状態になります。また、地震などにより容器が倒れてしまうと灯油が漏れて火災の被害が大きくなる原因にもなります。

ポリ容器などで灯油を保管してい

る場合は、確実にふたを閉めるとともに、火気を使用しない場所に保管するよう心がけてください。

ごみの野焼きは

禁止されています

野外でごみを焼却することを「野焼き」といい、これは法律で禁止され、重い罰則の対象となります。

野焼きは、煙、すす、悪臭により周囲に迷惑をかけるばかりでなく、火災の危険性が高いため、絶対にやめましょう。

サイレン吹鳴と

防火査察等を実施

4月20日（金）20時に、火災啓発

のためサイレンを鳴らします。

これを合図に、もう一度火の元を確かめましょう。

火災予防運動期間中、予防広報や防火査察のために各家庭を訪問しますので、皆様のご協力をお願いします。

悪質な訪問販売に

注意しましょう！

消火器や住宅用火災警報器などの悪質な訪問販売が回っています。



消防本部が消火器や火災警報器などを販売したり、販売を業者に委託したりすることは絶対にありませんので、じゅうぶん注意してください。

もし、「消防から来た」、「消防から依頼された」と言って信用させようとするなどの手口で訪問販売業者が訪ねてきた場合は、消防本部までご連絡ください。

春のがん検診

早期発見・早期治療がたいせつです

がんという病気はほとんど無症状で進行するので、早期発見には定期的な検診が欠かせません。

なかでも胃がん、子宮がん、大腸がんなどは早期に発見し、適切な治療を受ければ、ほぼ100%治るようになってきました。

健康だと思っているときこそ、自分のため家族のためにがん検診を受けましょう。

■検診日程と会場等

検診種別	検診月日	会場	受付時間
胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診	5月18日(金)	市民体育館	① 6:00~6:15
			② 7:00~7:15
	5月19日(土)	公民館	③ 8:00~8:15
			④ 9:00~9:15
5月20日(日)	自動車学校	① 6:00~6:15	
		② 7:00~7:15	
	公民館	③ 9:00~9:15	
		④ 10:00~10:15	
乳がん検診	6月7日(木)	公民館	① 8:30~8:45
			② 9:00~9:15
			③ 9:30~9:45
			④ 10:00~10:15
			⑤ 10:30~10:45
			⑥ 12:30~12:45
			⑦ 13:00~13:15
			⑧ 13:30~13:45

※乳がん検診は春のみの実施で、胃・肺・大腸がん検診は、秋も実施する予定です。子宮がん検診は秋に実施する予定です。

■検診別の対象者・検査方法・料金

検診種別	対象者	検査方法	検査料金		
			一般	非課税世帯 (※1)	生活保護世帯 (※2)
胃がん検診	市内に住所を有する40歳以上の男女	・胃バリウム検査	1,600円	500円	無料
肺がん検診	同上	・胸部レントゲン検査	500円	200円	
		・痰(たん)の検査(喫煙者などの追加検査)	900円	200円	
大腸がん検診	同上	・便潜血検査	800円	200円	
乳がん検診	市内に住所を有する30歳以上の女性で、原則、昨年度の乳がん検診を受けていない方	・マンモグラフィ(乳房のレントゲン検査) ・視触診(医師の診察)	2,000円	500円	

※1 = 非課税世帯の方で、検診料減額申告書を提出された方。非課税世帯の方でも、がん検診減額申告書の提出がない場合は一般料金になります(減額申告書は、がん検診のお申し込みのあった方に郵送します)。

※2 = 検診の受け付けで、生活保護手帳または受給票により確認させていただきます。

●●●次の方は、がん検診が無料で受けられます！●●●

市では特定の年齢になった方へ、胃・肺・大腸がん検診や乳がん、子宮頸がん検診を無料で受けられる「がん検診無料クーポン券」を次の対象者へ配付します。詳細は後日、対象となる皆さんにご案内しますので、ぜひご利用ください。

■無料がん検診の対象となる方

平成23年4月2日から同24年4月1日までに、下記検診区分別に記載する満年齢となる誕生日を迎えた方。

- ▶胃・肺・大腸がん検診・乳がん検診 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳
- ▶子宮頸がん検診 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳

保健予防グループ(市役所2階☎42~3213)へご連絡ください。

生活習慣病にならないために…

健康診査を受けましょう！

日本人の死因の約6割を占める生活習慣病は、食生活の乱れや運動不足など、日常生活の悪習慣が原因となって発症します。また、自覚症状が出にくく知らず知らずのうちに進行するため、予防には健診による早期発見と生活改善がたいせつです。

病院で検査をしている方や昨年健診を受けた方なども対象ですので、年に一度は必ず健診を受けましょう。



高血圧、脂質異常症、
糖尿病などの検査です

■健診別の対象者・料金・検査内容

健診の区分と対象者	料 金	検 査 内 容	
①国民健康保険の特定健診 国民健康保険に加入している方のうち、昭和48年3月31日以前に生まれた方で、健診当日74歳以下の方	1,000円	右欄のAとB	A 必須項目 ・身体計測(身長・体重・75歳未満の方は腹囲) ・血圧測定 ・尿検査(蛋白・糖) ・血液検査(脂質・血糖・肝機能) ・診察 B 追加項目 ・心電図検査(④対象者除く) ・貧血検査 ・腎機能検査 ・痛風検査 ・眼底検査(一部の方のみ)
②後期高齢者の健診 後期高齢者医療保険に加入している方	300円	右欄のA	
③生活保護受給者の健診 生活保護世帯の方のうち、昭和48年3月31日以前に生まれた方	無 料	74歳以下 右欄のAとB 75歳以上 右欄のA	
④20代・30代の健診(新規) 昭和48年4月1日から平成5年3月31日までに生まれた方	一 般 500円 生活保護世帯 無 料	右欄のAとB	
上記①～④の健診を受診する方は、同時に次の検査を受けることができます。			
○胸部レントゲン検査 希望者のみ	一 般 500円 非課税(*) 200円 生活保護世帯 無 料	胸部レントゲン撮影	
○エキノコックス症検診 平成20年度以降受診していない方	無 料	血液検査	

※市民税非課税世帯の方で、問診票と同時に送付する胸部レントゲン検査料減額申告書を提出された方

■健診日程

実施月日	会 場
6月8日(金)	老人福祉センター
6月9日(土)	公民館
6月10日(日)	
6月11日(月)	中村生活館

■受付時間と定員

受付時間	定員
① 9:30～10:00	30人
② 10:30～11:00	30人
③ 11:30～12:00	30人

おすすめ料理を提供します！

健診を受けた方にはもちろん、食生活改善推進協議会が、作りたての「おすすめ料理」を提供します。簡単に作れて栄養のバランスもとれた料理です。
ぜひ食べてみてください！

※国民健康保険加入者以外の40～74歳の方は、加入している医療保険者からの通知等に当たって健診を受けてください。

がん検診・健康診査とも申し込みについては、5月2日(水)までに

後期高齢者医療保険の 保険料率が変わります

後期高齢者医療保険制度の保険料は、加入者一人ひとりが等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」を合算して算出します。これらの保険料率は2年ごとに見直されることになっています。

このたび平成24・25年度の新しい保険料率が決まりましたのでお知らせします。

保険料率の改定

平成24年度から適用される新しい保険料率は、次のとおりです。

- ▼均等割額 47,709円
(前年度は44,192円で、3,517円増)
- ▼所得割率 10・61% (前年度は10・28%で、0・33%増)
- ▼賦課限度額 550,000円
(前年度は500,000円で、50,000円増)

保険料額の決定

新しい保険料率に基づいて計算された平成24年度の保険料額は、7月に「保険料決定

通知書」により、個別に通知します。

説明会を開催

本医療制度に関することや平成24年度から適用される新しい保険料率などに関する説明会を次のとおり開催します。

- ▼申し込みは必要ありませんので、皆さんご参加ください。
- ▼とき 4月10日(火) 13時～15時
- ▼ところ 滝川市役所8階大会議室(滝川市大町1丁目2番15号)
- ▼内容
- ▽制度全般について
- ▽平成24・25年度保険料率について

問い合わせ

- 保険料に関すること
- ▽税務グループ(市役所2階) ☎4233214
- 手続きに関すること
- ▽保険医療グループ(市役所1階) ☎4233217
- 制度全般に関すること
- ▽北海道後期高齢者医療広域連合(☎011329035601)



住民票・戸籍証明などの請求、届け出等は 本人確認書類の提示が必要で

住民票や戸籍に関する証明書を請求するとき、転入・転出などの各種届け出をするときは、戸籍窓口で請求や届け出にきた人が「本人であることを確認できる書類」の提示が必要です。

証明書の請求などを行うときに必要な書類は次のとおりとなっていますので、忘れずに持参ください。

〈戸籍年金グループ・市役所1階〉☎4233217

- 1 証明や届け出の対象となる方本人、またはその方と同じ世帯の方が窓口で請求を行う場合
- ▽窓口に来た方が本人であることを確認できる書類。
- 2 証明書や届け出の対象となる方から、委任を受けた代理人が窓口で請求を行う場合
- ▽委任状と、委任を受けた代理人が本人であることを確認できる書類。
- 3 前の2つに当てはまらない場合
- ▽市役所1階・戸籍年金グループにお問い合わせください。

本人であることを確認できる書類とは

- 1点の提示で足りるもの
- ▽運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・障害者手帳などで、顔写真付きのもの。
- 複数の提示が必要なもの
- ▽健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、公共料金の領収書、官公署や法人の身分証明書など。